

区長外職員の出張及び契約行為に関する杉並区職員措置請求書

2022（令和4）年3月25日

監査委員様

請求者（代表）

住所

氏名（自署）

外40名（別紙）

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します

i-1 区長外職員 4 名の出張について

1-1 請求の要旨（請求の原因となる行為：誰が、いつ、どこで、何のために、何をして、いくら支給されたのか

区長外職員 4 名の 4 名とは、A 区民生活部長、B 産業振興センター所長、C 産業振興センター事業当課長、および秘書課長である。

5 名の行動および支出パターンが異なるため、別紙（請求者作成 事実証明書●1）にまとめた。区長らの行動や支出金額などは、すでに情報公開請求されている。請求者は、それらを入手したので、それを使用する（事実証明書●2）。

以下その概略を説明する。なお、区長は特別職公務員であるため、勤務時間の定めがないことを、最初に指摘しておく。ただし「公務」の概念は適用される。

区長および職員 ABC の 4 名は、2021（令和 3）年 6 月 22 日付けの書面で、東京商工会議所杉並支部（以下、東商杉並支部）の会長である、和田新也氏から、「講演」（「ご高話」）の依頼を受けた（事実証明書●3。4 枚）。4 名は、7 月 14、15 日（水、木）、主催の「幹部会議 in 軽井沢」にて旅行命令と旅費請求書兼領収書（事実証明書●4）を受けて、群馬県に出張した。この「講演」依頼が、出張のための必須要件であるかどうか、請求者は行政の仕組みに不案内なので、分からない。

なお秘書課長は、運転手とともに当日公用車で帰京して（杉並着 20 時半）おり、宿泊を要しない旅行であるので、出張雑費の支出のみ（600 円）受けている（事実証明書●5）。

区長外3名は、会場であるホテル「軽井沢高原ゴルフ倶楽部」（群馬県吾妻郡長野原町北軽井沢2032）にその晩、宿泊した。各人宿泊料25,000円を支出されている。

区長田中氏の往路は、秘書課長と共に公用車で移動しているので交通費の実費支出はない。雑費 2,200 円を支給されている。

田中氏は、当初の支出負担行為、支出命令の時点では、15日は公務には従事しない予定であったので、帰路交通費の支出は計上されていなかった。しかし、翌15日、田中氏は公務のため区役所に行くことに変更したので、職員 B（もともと、ゴルフはせずに翌日区役所に戻る予定だった）と一緒に戻った。なお、ホテルの最寄りの駅（軽井沢駅）からは、車で40分かかる。通常はホテルの無料バスで送るが、その便がなくて利用できないということで、タクシーを利用して、9500円支払っている。さらに新幹線で東京駅まで移動した。これらの交通費は当日のうちに支給されている（事実証明書●4。区長分）。東京駅には、公用車が迎えに来て、杉並区役所まで移動した。

職員A、Cは、翌日15日は休暇をとり、併設のゴルフコースを回った。ちなみに、職員Aは区民生活部長で、東京商工会議所杉並支部会長和田新也氏と同じチームでコースを回っている。職員Cが誰とコースを回ったかは、請求者は把握していない。

情報公開請求で入手した資料から、全5名の旅費と宿泊費及び手当を、一覧表にまとめた（請求者作成 事実証明書●1）。

1-2 請求の要旨（行為の違法、不当性）：

- ① 出張そのものが不要であり、支出は不当である
 - ② 宿泊は、まして不要であるから、そのための支出は不当である
 - ③ 宿泊は、翌日のゴルフのためであったと思えるから不要である。
 - ④ 過大な宿泊費の支出は旅費条例の37条の第二項に違反しており違法以下、その詳細を述べる。
- ① 出張そのものが不要であり、支出は不当である

当日の次第（事実証明書●6）によると、「討議」＋「区長との懇談会」とあって、その内容は、討議の方は、「杉並区政に関する要望(案)について」（事実証明書●7）（内容は、区政と予算への要望。お役所的には、いわゆる「予算要望」である）とあるのに、説明する人は、この要望(案)を作成した東商杉並支部の事務局ではなくて、「説明」として「杉並区の産業振興政策の動向について」と題して、杉並区産業振興センター所長と課長の2人が説明している。なお、東商資料「要望提出までのスケジュールと留意事項」では、7月14～15日は「意見聴取」とある。要望の提出は8月23日であった。つまり、この「幹部会議」は予算要望の打合せと言えるのではないか。総務部長は、答弁で「意見交換」と称していた。この要望の中で実現したものはいくつかある。例えば「新型コロナウイルス感染症対策特例資金の維持・拡充」は、9月の議会で可決した。東商杉並支部のニュース38でも、実現しましたと報じられている。しかし、これはいかなものだろうか。予算編成権のある区長が、遠い場所に移動して、要望者から直接その説明を受ける。その「会議」のあとは、酒食を共にする。そして要望のいくつかは実現する。これは「癒着」そのものではないか。そうやって税金の使い道を決めていることを、請求者は今回初めて知って、納税意欲を失ってしまいそうである。これをも裁量権だと言うのであろうか。なお、東商杉並支部のニュース38では、要望書を手交する写真が掲載されている。通常、予算要望と言えば、そんな風に受け取るのであって、区長と東商杉並支部との関係は、近しすぎると思える。

ところで、区長との懇談会「杉並区における新型コロナワクチンの接種状況とコロナ以後の区政運営について」（仮題）は、前年2020年の東商幹部会議（会場は今回と同じ）での演題は、2021年の演題と全く同じであった。講演が本当に目的なのだろうかと訝ってしまう。

出張の当日は、東京都緊急事態措置発出中（令和3年7月12日～9月30日）だった（栃木県は未発出）。県をまたいで移動は、自粛中であった。そのような時期に、軽井沢まで行く必要はなく、オンラインで十分だった（実際、オンライン参加者はいた）（参加者名簿事実証明書●8）。

また、当日は、ワクチンの受付初日であったが、申し込みのサーバーはダウンする、電話は話し中で全く繋がらないと、杉並区は大騒ぎだった。区長は昼の12時に区役所を出発しているから、その状況を知っていたはずなの

に、群馬県まで出かけたことになる。保健所が所管だとは言え、田中区長は遠出せずに、オンラインに切替えるべきだったと思う。

東商杉並支部の幹部会議+区長との懇談会は、スケジュール（事実証明書●9）では3時間となっている。だがこの日、区長の講演と会議への参加時間は2時間程度であった。たった3時間のために、電車でも片道2時間半ほどかけて移動する目的は、いったい何だろう。会議をすることが目的なら、区内にいくらでも会場があるのに、なぜこんな遠い場所に設定するのか。出張の濫用であり、不要である。よって支出は、不当である。

② 宿泊は、まして不要であるから、そのための支出は不当である

東商杉並支部の「次第」によると、「東京商工会議所杉並支部 幹部会議 in 軽井沢」は、7月14日の16:30で終了する予定になっている。夕食は17時から2時間ほどであったとのことである。すると、夕食以降は何だろう。公務だとも言うのだろうか。東商杉並支部と酒食を共にすることに公務性があるのか。それとも宿泊費を支給されているから、翌日までは公務だというような主客転倒した論理を持ち出すのだろうか。まさかホテルのバー（23時までの営業であった）で交流したら、それも公務だというのだろうか。もしそう主張するなら、その根拠は何か。税金の使途として裁量権の範囲を逸脱しており、濫用であって不当である。

秘書課長は、その日20時過ぎに、公用車で杉並に戻っている（事実証明書●10）。ホテルを出発した時刻は不明だが、杉並への到着時刻から鑑みるに、多分区長と区民生活部長の講演が終わった17時頃かと思われる。つまり、会議が終わった後、十分杉並に戻れる時刻だったのである、電車でも可能だった。もしくは直帰も可能であろう。区長も幹部も、宿泊せずにそうすべきであったのである。

③ 宿泊は、翌日のゴルフのためであったと思える

出張の目的は、東商杉並との討議+講演としているが、わざわざゴルフ場併設のホテルまで行くのは、実は「会議」とゴルフがセットであることは、明らかだと言わざるを得ない。実際、ゴルフに参加した職員はゴルフバッグを宅配で事前に送っている（配送には2日間必要）。そもそも、そんな遠い場所を、3時間の会議+講演のために、車で片道3時間の場所を設定すること自体が不自然である。電車だと荻窪から乗車時間が1時間半、さらにバスで1時間（乗車時間は40分であるが、乗り換えの待ち時間があるため1時間を要す）都合片道

2時間半かかるのである。合理的に考えれば、この出張は翌日のゴルフが目的で、そのための場所の設定であると受け止めざるを得ない。

ゴルフに参加した職員は、翌日休暇をとっている（区長は翌日公務を入れていなかったが、予定変更して）。帰りの交通費は請求していない。もし請求したら、ゴルフに行く交通費を税金で出すのかと非難されるからであろう。しかし、遠足は帰ってくるまでが遠足であって、出張は、戻ってきて出張報告をするまでが出張である。原資は税金なのである。帰りは遊んできましたは、成り立たない。議会の行政視察でも、政務活動費でも、そこは厳しく言われると聞いている。

ゴルフの費用であるが、参加した職員は自費で払ったと言っているそうである。領収書の発行人は、東商杉並支部ではなくてホテルだったと言うものの、保管しておらず、手元にないと言う。これは大問題である。ゴルフでは主催者が一括して支払い、交際費で落とすなどが通常である。また打ち上げ時に、商品をもたらるのが常である。今回も「コンペ終了後 ご昼食（兼 表彰式）とある。区の職員も参加品をもらったそうである。その原資をもし東商杉並支部が支出していたら、「杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例」第3条3項「当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の区民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。」に抵触する。奢られたのではなくて、自費で支払ったことの証明ができないことになるのである。自覚はなかったのでしょうか。

④過大な宿泊費の支出は旅費条例の37条の第二項に違反しており違法

今回ホテル代として区が支出した金額は、所定額を大幅に超えている。条例では、宿泊費規定額は、11,800円である（杉並区職員の旅費に関する条例、別表第2 内国旅行の旅費）。一般的なビジネスホテルの金額として十分な額である。ところが、今回その倍以上である25,000円で支出負担行為を起案して、決済しているのである。

支出の根拠を、職員Aについては、「指定された施設の宿泊料が旅費の定額を超えるため、『杉並区職員の旅費に関する条例』第37条旅費の調整により、人事課職員厚生担当課長合議の上支出する」とある。秘書課長含む4名については、「宿泊施設の指定があったため、杉並区職員の旅費に関する条例第37条第二項の規定に基づく調整により、宿泊料定額を超えた宿泊料金を支出する。」とある。協議をどのように行ったのかが不明である。

ちなみに、2022年3月現在ホテルのウェブサイトによると、宿泊費は次のようになる（事実証明書●11）

ゲストでシングルルームで、9,600～11,900円（一泊朝食付）である。もしかしら区長は特別待遇で、スーペリアツインだったかもしれない。しかし何れにしても、なぜ倍額に膨らむのか、1泊25,000円の支出の根拠や明細は何であるか、区長外3名に説明責任がある。しかもこの25,000円の領収書はホテルではなくて、東商杉並支部の発行である。これでは領収書の意味をなさない。宿泊費は出張後、会計担当に提出するのだが、これでお咎めなしとするなら、税金の使途のチェックが出来ていない、これでは言い値で支給しているだけということになる。

なお、ホテルの夕食代、ドリンク代、おつまみメニューは、2022年3月現在、「Coming soon」となっており金額がわからない。まして、2021年7月当時の料金を確認することは叶わない。

以上、①、②、③、④より、今回の軽井沢での「会議」への参加は、その裁量判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠いており、区長らに裁量権の逸脱濫用の違法・不当がある。

よって、本来支出の必要のなかった、損害が区に生じているので、その全額、¥155,139（請求者作成 事実証明書●1）の旅費相当額を杉並区長に対して、返還を求める。

i-2 過去の宿泊料のうち規定額を超える額の支出分は違法である。よって差額を、区長に返還させよ。

1 請求の要旨（請求の原因となる行為と、行為の違法、不当性

請求者は、過去4年分（2017～2020年）の、区長や区の幹部と東商杉並支部との「会議」の有無、支出額を調べた。すると、入手した開示資料から、区長と幹部職員は、毎年同様に都外で幹部会議をしていることが判明した。それらの会場は、いずれも2021年と同じ軽井沢高原ゴルフクラブであった。区長の日程表によると、2020年を除いて翌日は、終日「日程保留」となっている。

2 「真正怠る事実」と、「不真正怠る事実」

宿泊費を見ると、いずれの年も、規定額の11,800円を大幅に超えている。支出負担行為に当たって「宿泊施設の指定があったため、杉並区職員の旅費に関する条例第37条2項の規定に基づく調整により、宿泊料金定額を超えた宿泊料を支出する」（2017年8月29日 事実証明書●12）、「指定された宿泊先の宿泊費が旅費の定額を超えるため、「杉並区職員の旅費に関する条例」第37条旅費の調整により、人事課職員厚生担当課長の合議の上旅費を支出する。」

（2019年8月27日 事実証明書●13）と、協議したものも、していないものもある。また、「宿泊先が指定されていた」からというものもある。しかし、その理由が通るのであれば、そもそも規定額を定めていることの意味が没却されるのであって、37条の適用違反である。なお、2016年までは、東京商工会議所の研修所である「蓼科フォーラム」の起案にはパンフレットが添えられており、それには料金表が記載されているので、それを参考にしたのである。しかし、2017年から利用を始めた「軽井沢高原ゴルフ倶楽部」のパンフレットには、利用料金が乗っていない。ウェブサイトの料金ページのコピーも添付されていない。これでは、協議のしようがないのである。そこで、支出額と条例の規定額との、その差額分についてのみ返還を求めるものである。

なぜ差額のみかという、過去4年分の旅費の支出という財務会計行為は、1年以上前に終了しており、住民監査請求の期間制限（地方自治法第242条の2項）に触れるからである。しかし、規定額を超えた差額については、本来支出すべきものではなく、支出を受けた者の不当利得に当たる。よって区長の地位にある者は、その返還請求をする義務を負っており、それをしないことは、「怠る事実」に該当する。なお請求者は、旅費の支出自体を以って、違法とは主張していない。つまり、「真正怠る事実」に該当するのである。

平成14年7月2日最高裁判決は、「真正怠る事実」と、「不真正怠る事実」とを区別する判断基準を示している。それは、住民監査請求が「特定の財務会計法規に違反して違法か否かを判断しなくとも監査委員が怠る事実の監査を遂げることができる場合は、同条二項（地方自治法242条：引用者注）は適用されず、それができない場合には適用されるとの判断基準」である

（「住民監査請求における「怠る事実」と期間制限の問題」西原雄二氏論文。日本大学 法学紀要 53、2011 所収。）。本論文はインターネット上で公開されている。上記引用箇所は、32 ページの 6 行目。

https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/pdf/bulletin/bulletin_53/each/07.pdf)

なお、本判決については、『法律時報』74巻12号(2002年11月発行)において、「特別企画 住民監査請求「一年の壁」を破る」として、『「不真正怠る事実」と「真正怠る事実」--最高裁第三小法廷平成14.7.2判決に寄せて』西鳥羽 和明氏論文などもある。

よって、以下差額119,700円は、受領者には不当利得に当たるので、区長は返還請求をするよう求める。

2020(R02)年度	8月4日(火)=80,000-11,800×4=32,800
2019(R01)年度	8月27日(火)=96,000-11,800×5=37,000
2018(H30)年度	8月28日(火)=57,000-11,800×3=21,600
2017(H29)年度	8月29日(火)=75,500-11,800×4=28,300

ii 指定管理者の業者選定は無効である

1 なぜ、区民生活部長が軽井沢に行き、和田氏とゴルフをしたのか

2021年7月14、15日に、「東京商工会議所杉並支部 幹部会議 in 軽井沢」を主催した、東商杉並支部の会長は、箱根植木株式会社社長の和田新也氏である。当時同社は、杉並区立阿佐ヶ谷地域区民センター外3施設の指定管理者(議案令和3年73号)に応募していた。

同社は、それに先立つ6月11日付けで、応募に付随する以下書類を区に提出している。

「様式3 として

令和3年6月11日

杉並区長殿

共同事業体届出書兼委任状

「下記の団体は、杉並区立阿佐ヶ谷地域区民センター外3施設の指定管理者に応募するため、募集要項に基づき共同事業体を結成することを約し、以後、この共同事業体と杉並区との間における下記の事項は、下記代表団体に委任します。

なお、この共同事業体の当該指定管理者応募に瑕疵ある場合及び当該指定管理者に指定され、その業務遂行に伴い発生するこの共同事業体の債務につ

いては各構成団体が連帯して責任を負います。」とある（事実証明書●14）。

この書類には、箱根植木株式会社代表者代表取締役和田新也氏の押印と思えるもの（情報公開された資料では黒塗りされている）がある。つまり和田氏は、この阿佐ヶ谷区民センターの指定管理者に自社が応募していたことを認識していたことになる。ちなみに、区民センターの所管は、職員Aである区民生活部長である。

上記にある募集要項には、以下「留意事項」がある。ちなみに、この「故意の接触」とは何かを巡って、議会での答弁は、三転、四転している。

・杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設_指定管理者募集要項_5留意事項(P22)

5 留意事項

(1) 関係者との接触の禁止

応募団体の関係者（応募予定団体の関係者を含む）は、選定委員会委員及びこの募集に係る区職員との故意の接触（現地確認・説明会への参加、要項に定められた質問、他業務等の正当な行為を除く）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

ところで、区民生活部長の軽井沢行きのかっかけは、東商杉並支部の会長、つまり応募者である箱根植木の社長が部長宛に発出した、6月22日付「ご高話のお願い」である。

なお、会議の参加者及び、そのうちゴルフプレーをする人が誰であるかは、「次第」の一連の書類で、事前に分かっていた（※印をつけている）。4人で回るチーム分けを決めたのは、東商杉並支部側である（区長、職員は、「来賓」とされている）。

職員Aである部長は、この選定委員会の内部委員でもある。この7月14日は、選定委員会第2回目であった。部長は、その日の委員会を欠席して、軽井沢に行っている。9月15日の区民生活委員会で、7月14日の行動はどうだったのかと問われた区民生活部長は、

「◎区民生活部長 7月14日でございますけれども、選定委員会は午後行われました。私、当日、研修会ということで、午後出張する必要がありましたの

で、この日の選定委員会は欠席しております。

その経過なんですけれども、もともと研修会のほうがかなり前にスケジュールを示され、参加の意向を区として示しておりました。そうした中で、後刻、選定委員会の日程調整をするときに、私のほうからも所管のほうに、こういう重要な会議の日程があるから、全体の委員さんの都合があるにしても、ほかの日で調整してほしいということによって、所管のほうで最後までぎりぎり調整したんですが、ただ、夏場ということもあり、結果的に、外部委員が出席できる日がこの日の午後しかないということもあり、そうなった次第です。」

選定委員会の採点は「私の自分自身の採点、それは事前に事務局のほうに送付して」と、事前に提出したそうである。

奥山たえこ議員「私、ゴルフしないから分からないんだけど、あれ、何人かでチームを組んで動くそうですね。どういうチームでしたか。その中で会話をしましたか、そのチームの方と。」に対して、

「◎区民生活部長 私、当日、ゴルフのほうですけれども、4人で回って、その中に東商の会長さんはいました。今委員がいみじくも御質問いただいたように、この研修会であるとかその翌日通して、今回議案で提出申し上げていることに対する会話というんですかね、やり取りというんですかね、一切なかったです。」と答弁している。

そもそも、よりによってこの時期に、なぜ分けても区民生活部長に「ご高話」を依頼するのか？ しかも部長への依頼の懇談会タイトルは、仮題とはいえ「「新型コロナウイルス感染症に対する杉並区の施策について」（仮題）であった。なぜ区民生活部長にこのタイトルなのか？ 疑問は尽きないのである。

さて、「懇親ゴルフ」（スケジュールより）は、翌15日朝7:15集合、14:00終了。区民生活部長と、応募者である会社の社長は、7時間近く、一緒にいたことになる。まさか「うちをよろしく」などと言うはずもないだろうが、グリーンを歩く時になど、会話することはむしろ自然である。

区民生活部長は、応募者に箱根植木がいることは知らなかったと言う。箱根植木の杉並区における業務実績（選定委員には、応募者名を黒塗りした応募書類の副本が渡される）。そこには、荻窪の大田黒公園の指定管理者をしていることが書かれている。しかし区民生活部長は、それがどこの事業やであるかを知らなかったと答弁した。部長たる者が、本当にそうなのだろうか。区民生活

部長に、事情聴取をとの質問に、する予定なしと答えている。はっきりさせるべきである。

以上から、選定委員会の選定に公平性、公正性に大きな疑問が尽きない。

このような事情を鑑みると、区長（執行機関）は、なぜ箱根植木株式会社代表者代表取締役和田新也氏に、事情を尋ねなかったのか、誠に不自然である。箱根植木による区民生活部長への接触は、失格に値すると言わざるを得ない。

よって、指定管理者の業者選定は無効であるから、指定管理料5年間（令和4年度から8年度）の指定料（事実証明書●15）のうち、既支出分は返還させることを求める。未支出の分の支出は差し止めることを求める。なお、金額の内訳は、請求者においては知り得ないので、監査委員においての調査をお願いします。

以上